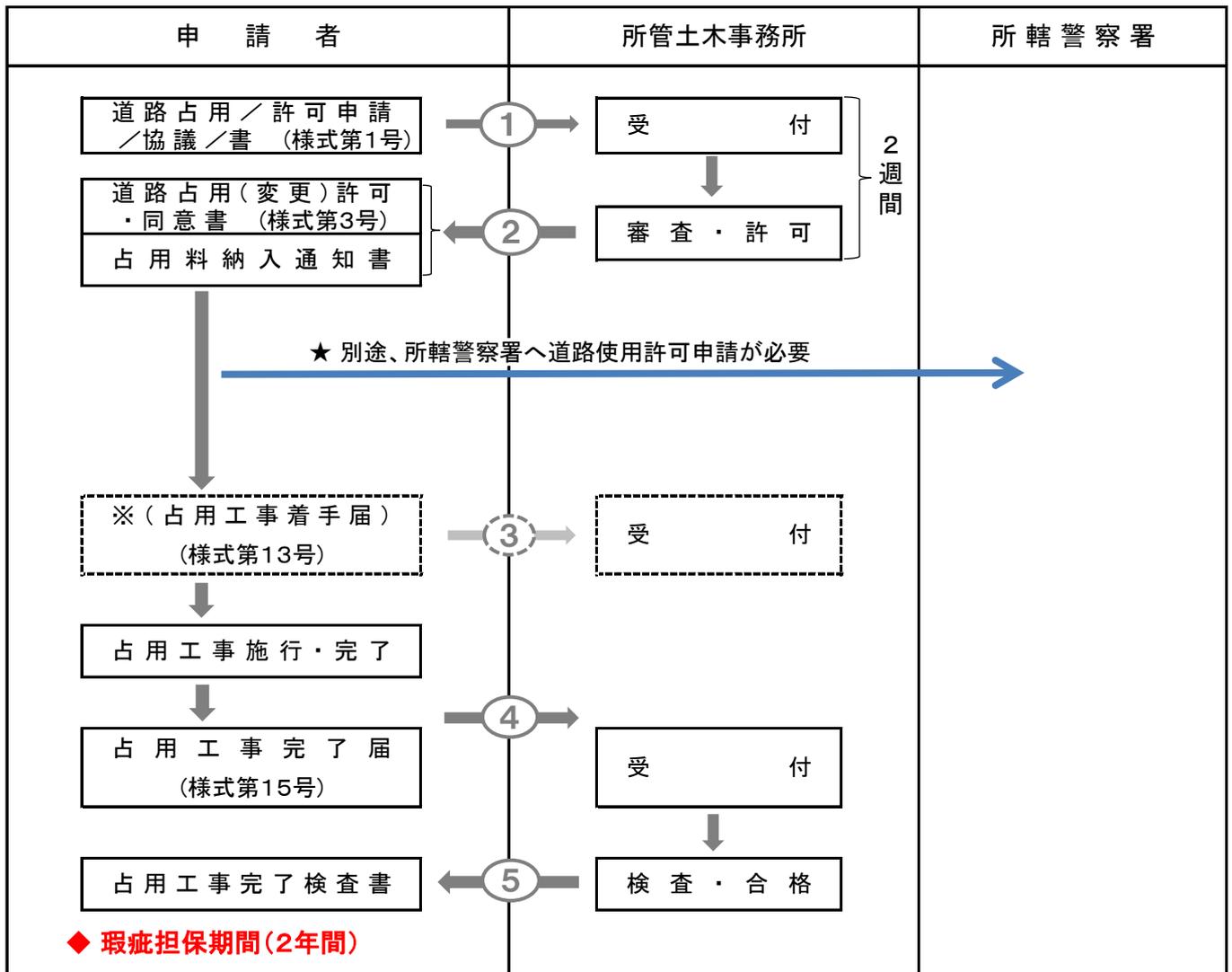


■ 道路占用許可手続きの流れ



- ① 「道路占用／許可申請／協議／書」に必要事項を記載し、道路占用の場所、占用物件の構造などを示した図面を添えて、道路を所管する土木事務所へ申請します。
 <添付書類> 位置図、平面図、構造図(立面図)、断面図、現場写真 など
 - ② 所管土木事務所から「道路占用(変更)許可・同意書」及び「占用料納入通知書」が交付されます。
 ※ 申請から許可までの処理期間は2週間です。関係機関との調整等により遅れる場合があります。
 ※ 占用料は、納入通知書に記載してある納期限までに納付してください。
 - ③ 占用工事に着手する前に、「占用工事着手届」の提出が必要な場合があります。
 ※ 提出が必要な場合は、「道路占用(変更)許可・同意書」を交付する際にご案内します。
 - ④ 工事が完了したら14日以内に「占用工事完了届」に必要事項を記載し、工事の経過(着手前、工事中、完了後)を撮影した写真を添えて、所管土木事務所へ提出します。
 ※全ての占用工事が対象となります。
 - ⑤ 所管土木事務所の検査後、「占用工事完了検査書」が交付されます。
- ◆ 検査終了後2年間、占有者の施行した道路の復旧工事の瑕疵に起因して、路面の沈下・破損等、道路に損傷が生じたときは、占有者の負担において直ちに補修していただきます。